

被保険者各位

セラクグループ健康保険組合
理事長 米谷 信吾
(公印省略)

組合規約の一部改訂について

当健康保険組合の組合規約について、令和 8 年 10 月 1 日付で社会保険診療報酬
支払基金の名称が変更されたことに伴い、下記を改訂しましたので公告いたしま
す。

記

新	旧
第 1 条～第 4 5 条 略 (会計年度所属区分) 第 4 6 条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、 入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は 家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看 護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組 合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するも のにあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と する。）がその請求を受理した日の属する年度 第 4 7 条 略 (準備金の保有方法) 第 4 8 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保 有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度 の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当す る額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有し なければならない。 (1) ～ (8) 略 (9) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金 (10) ～ (12) 略 第 4 9 条～第 6 2 条の 2 略	第 1 条～第 4 5 条 略 (会計年度所属区分) 第 4 6 条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、 入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は 家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看 護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組 合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあって は、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する 年度 第 4 7 条 略 (準備金の保有方法) 第 4 8 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保 有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度 の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当す る額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有し なければならない。 (1) ～ (8) 略 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) ～ (12) 略 第 4 9 条～第 6 2 条の 2 略

以上